

## 神奈川県がん治療連携共有パス（「神奈川県医療連携手帳」）の取り扱い手順について

### はじめに

がんの地域連携クリティカルパス（以下、連携パス）は、がん診療連携拠点病院等ががん患者さんが手術や化学療法などの治療を受けた後、かかりつけ医と共同してその後の診療継続をする場合に、がん治療連携計画策定病院（がん診療連携拠点病院またはこれに準ずる病院）と、かかりつけ医としての連携医療機関（一般病院および診療所）が、患者さんの診療計画、検査結果、治療経過を共有して、切れ目のないがん診療を継続するためのツールです。

これを利用することで、患者さんは自分の病気や診療計画を理解し、かかりつけ医のもとでがん診療を受けることができます。かかりつけ医では診療計画に基づき、分担してがんの診療を行い、連携元医療機関にその報告を行い、併存疾患を含めた診療を患者さんに対して行うことで、安心・安全で、手厚い診療を提供することになります。連携元医療機関では診療計画に基づいて検査を行い、患者さんの病状の把握をして今後の治療について説明をして、連携先のかかりつけ医でのがん診療を支えることになります。診察の待ち時間短縮や通院時間の短縮など患者さんの負担の軽減にもつながります。がん診療の「見える化」、「医療の質の維持」、「均てん化」そして「効率化」、「医療資源の有効利用」をはかることができます。

神奈川県では5大がんについて地連パスを作成しましたが、がんの診療連携に際しての医療連携手帳の記載方や取扱方について、参考までに連携先医療機関のかかりつけ医向けと、連携元医療機関の担当医向けにわけて、手順書を作成しました。わからないところがあれば参照してください。

### 連携先医療機関の医師（かかりつけ医）向け

#### 「神奈川県医療連携手帳」の連携先医療機関の医師（かかりつけ医）における取り扱い手順

神奈川県がん診療連携協議会では5大がんの地域連携共有パスである「神奈川県医療連携手帳」を作成しましたが、この医療連携手帳の記載方法や取扱い、注意点について、連携先医療機関のかかりつけ医向けと連携元医療機関の担当医向けに、手順書を作成しました。ここでは連携先医療機関向けについて解説いたします。

#### 1. 診療連携は連携元の医療機関からの依頼で始まります。

対象は、がんと診断され、がんの治療目的に初回に入院し、手術・放射線治療・化学療法等を施行した患者さんです。連携元の医療機関（がん診療連携拠点病院・神奈川がん診療連携指定病院）の担当医または医療相談支援部門（施設により名称が異なります）から、その患者さんの診療情報の提供と連携診療の依頼があります。このときに、連携診療が可能か、可能な場合は必要な検査をどちらの施設で行うかを決めていただきます。

連携元では患者さんのご希望や住所地、紹介元の医療機関の意向、あるいは専門性を考慮して、連携先医療機関に連絡をさせていただくことになります。

## 2. 診療連携の同意書を保管してください。

連携元の医療機関ではあらかじめがんの診療連携について、患者さんに説明をして同意書をいただいています。連携診療が開始になったら、患者さんは診療情報提供書や画像・検査情報、連携パス等を携えて、連携先医療機関を受診されます。その際、この同意書またはそれが医療連携手帳に綴じ込んであればそのコピーを、カルテに貼付または電子カルテの場合はPDFで取り込んで、保管して下さい。

## 3. 必要事項を記入してください。

医療連携手帳には連携元医療機関で記載しています。連携先として所定のところに必要事項を記入してください。がん腫により手帳のページの体裁が異なり、記載事項も異なります。背表紙の裏ページなどにも記載方法が書いてありますので参考にしてください。

## 4. 患者さんには、自身の身体状況等を医療連携手帳に記入するように、指導してください。

毎回の診察時には、患者さんに医療連携手帳を持参することを徹底してください。患者さんには、所定の欄に病状や心配なことなどを記載するように指導をしてください。

## 5. 連携手帳に診療結果を記載してください。また患者さんに診療情報を説明してください。

医療連携手帳には、患者さんご自身の病気についての詳細な記載事項のほかに、病気のことや療養上の注意事項等が記載されています。また、かかりつけ医では、カルテの記載のほかにこの手帳にも診察結果を記入していただきますが、異常がなければ所定の欄に簡単な記載でも結構です(問題あり・なし程度)、ご記入ください。これら等を活用して、患者さんの不安感を除き、患者さん自身の診療経過が見えるようになり、円滑に診療連携を進めることができます。がん以外の併存疾患についても、患者さんの診療に不整合が生じることがなく、継続していけるように努めてください。薬剤手帳も利用してもらうと便利です。

## 6. 適切な受診時期を確認し、診療間隔をお守りください。

受診時期や検査等についての予定は、連携元の医療機関から連携をお願いする際に相談あるいはお知らせいたしますが、その後の予定については共同診療計画書\*に受診の時期や間隔、検査の種類等について記載してあり、それをご確認ください。共同診療計画書の予定欄の について、連携元での施行は を、連携先での施行は をつけてあります。なお、病状の変化等により治療方針の相談や変更のために、予定日より早くに連携元医療機関での診療が必要と考えられる場合は、その医療機関の担当医または相談支援部門と相談の上、

適切な時期に受診を勧めてください。緊急を要しない場合は、相談支援部門に診療の予約をお願いします。患者さんに連携元医療機関に予約を入れるように、伝えていただいてもかまいません。

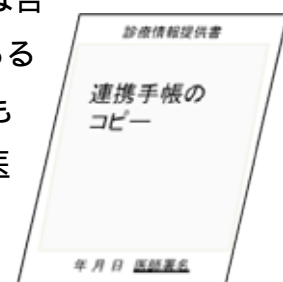
(\*：胃がん・肺がんでは共同診療計画書、大腸がん・乳がん・肝がんでは診療・検査予定表、連携診療計画書となっています。)

もし、至急の受診が必要と考えられる病状の場合は、連携元医療機関の担当医にご連絡をください。

#### 7. 連携元医療機関への診療情報提供書を作成してください。

連携元医療機関への定時の診療情報の提供をお願いします。特に問題がなくても連携先医療機関にその旨の診療情報提供を作成してください。その場合、異常なしとか、あり・なしの場合にはなしに○を付けるとか、簡単な記載でもかまいません。連携元へ診療情報を提供することでがん治療連携指導料を算定することができます。

診療情報提供書の書式は問いませんが、医療連携手帳はあくまでも患者さんにとっての備忘録（メモ）であって診療情報提供書ではありません。診療情報提供書は各施設で使われている書式でも、地域連携用に別書式の様式を自作しても、あるいは医療連携手帳内に綴じ込んである書式をコピーして使っていただいてもかまいません。ご負担がなるべくないようにということで、右図のように「医療連携手帳」の当該箇所をコピーして、その上段に診療情報提供書、下段に年月日の記載と担当医師の署名（捺印）をすることで、診療情報提供書として使うことができます。



診療情報提供書の連携元医療機関への伝達方法は、患者さんが連携元を受診する際には手渡しで、受診しないか当分先になる場合には、FAX送付または郵送してください。いずれであってもがん治療連携指導料を算定することができます。

特に病状に問題がない場合でも、連携元への受診の有無にかかわらず定時の診療情報を提供することでがん治療連携指導料を算定することができます。また、患者さんの状態に変化のために、予定より早い受診が必要となった場合にも、その診療情報を提供することで、がん治療連携指導料を算定することができます。ただし、月1回限りの算定となります。

#### 8. 診療情報提供書を保管しておいてください。

診療情報提供書のコピーは自施設のカルテに貼付してください。電子カルテの場合は、PDFで取り込んでください。これにより、かかりつけ医で連携診療していることの担保となります。

#### 9. コメント記入欄の使い方は自由です。

医療連携手帳のコメント欄は、通常欄に書ききれないときの記載用の予備として使ってください。検査伝票またはそのコピーを貼付してもかまいません。使い方は自由です。

#### 10. 医療連携手帳は紛失しないように患者さんにお話し下さい。

医療連携手帳は患者さんのメモであって、診療録ではありません。しかし、患者さんの個人情報がたくさん記載されており、患者さんご自身の責任において管理していただくこととなります。

#### **11．相談窓口として拠点・指定病院の医療相談支援部門があります。**

連携元医療機関である拠点・指定病院には医療相談支援部門があります。診療連携などについて分からないことがありましたら、医療連携手帳内にその連絡先が記載されており、必要な時にご連絡ください。

#### **12．都道府県境を越えたがん診療連携があります。**

都道府県境を越えた医療機関との診療連携は、連携元・連携先医療機関のそれぞれが属する厚生局事務所に、所定の届出書類に「共同診療計画表」を添付して、届出る必要があります。

この医療連携手帳は都連携パスに極力準拠しており、都の拠点・指定病院との診療連携に際して混乱しないように配慮しています。なお、このような連携を行う場合の届出に際しては、念のため当該医療機関から共同診療計画書を取り寄せていただき、同様のものか確認をしてください。時として異なる書式で運用している施設があり得ます。

拠点病院名	医療相談支援部門名	電話	対応日時
神奈川県立がんセンター	患者支援センター	045-520-2222代表	月～金 9:00～16:00
	がん相談支援センター	045-520-2211直通	月～金 9:00～16:00
横浜国立大学市民院	がん相談支援センター・患者相談窓口	045-331-1961(内線1117)	月～金 9:00～16:30
横浜労災病院	がん相談支援室	045-474-8111代表	月～金 8:15～17:00
横浜市立大学附属病院	福祉・継続看護相談室	045-787-2800(内線2823)	月～金 8:45～17:15
昭和大学横浜市北部病院	総合相談センター	045-949-7000代表	月～金 9:00～16:00
横浜市立みなと赤十字病院	がん相談支援センター	045-628-6317直通	月～金 9:30～16:30
聖マリアンナ医科大学病院	がん相談支援センター(腫瘍センター内)	044-977-8111(内線81411・81413)	月～金 8:30～17:00、 第2・4・5土 8:30～12:30
川崎市立井田病院	在宅ケア・医療相談部門	044-751-8280直通	月～金 9:00～16:00
横須賀共済病院	患者支援相談窓口	046-822-2710(内線2295・2296)	月～金 8:30～17:00
藤沢市民病院	地域医療連携室	0466-25-3111(内線3187)	月～金 9:00～17:00
大和市立病院	がん相談支援室	046-260-3411直通	月～金 9:00～16:00
東海大学医学部附属病院	総合相談室	0463-93-1121代表	月～金 9:00～15:00、 第1・3・5土 9:00～12:00
相模原協同病院	患者総合支援センター	042-772-4291代表	月～金 9:00～16:00 土(第3土除く)9:00～12:00
北里大学病院	患者支援センター部	042-778-8438直通	月～金 9:00～16:30、 第1・3・5土 9:00～13:00
小田原市立病院	がん相談支援センター・地域医療相談室	0465-34-3175(内線3536)	月～金 8:30～17:15

指定病院名	医療相談支援部門名	電話	対応日時
横浜南共済病院	がん相談支援室	045-782-2140直通	月～金 9:00～16:00(受付) 13:00～17:00(相談)
関東労災病院	相談支援センター	044-435-5031直通	月～金 9:00～16:00
平塚共済病院	医療連携支援センター	0463-32-1950(内線320)	月～金 9:00～16:00



## 連携元医療機関（拠点・指定病院）の医師向け

### 1．連携先医療機関の選択

連携先医療機関の選択は、原則として連携元の各拠点病院の医療相談部門（施設により呼称が異なります：医療相談支援室、地域連携室、相談センター、支援センター等）から、患者さんの希望や紹介元の医療機関の意向、あるいは専門性を考慮して選んでいただき、連携先医療機関に当該患者さんについての連携の意思の確認を必ずしてください（電話またはFAXで）。連携の開始時が最も重要です。なお、連携先医療機関での診察や検査の機能等を確認してください。原則として、どの連携パスでも超音波検査やCT等は連携元の医療機関で行うこととなっていますが、連携先医療機関によってはかなりの検査が可能なところがあります。その受け入れの可否を確認してください。それによって、今後の検査予定が連携元か連携先か替わることがあります。

### 2．同意書の取得・保管

病診連携パスを適応する患者さんには、その意義、治療計画等について説明し同意を得る必要があります。連携手帳に同意取得用の説明文、同意書がありますのでこれを利用し同意書に署名をしてもらって下さい。同意書のページを2部コピーして、1部は連携元病院での保管を、1部は連携先のかかりつけ医で保管してもらって下さい。

### 3．必要事項の記入

患者さんに連携パスをわたす前に、必要事項を記入してください。各連携パスにより記載事項が異なります。背表紙の裏ページに記載方法が書いてあり、それを参考にしてください。

### 4．適切な受診時期

診療間隔や検査等の計画はあらかじめ共同診療計画表（連携パスにより呼び名が異なります（胃がん-共同診療計画表、大腸がん・乳がん・肝がん-診療・検査予定表、連携診療計画書）に記載してありますが、適切な受診時期を確認してください。診療間隔や検査等はあらかじめ記載してありますが、その予定は、連携先の医療機関によってはかなりの検査ができる場合があるので、相談のうえ、最終決定してください。

どちらの医療機関で検査を行うかについては、共同診療計画書の予定欄の について、連携元での施行は を、連携先での施行は をつけてください。

なお、病状の変化等により治療方針の相談や変更のために、連携先医療機関から予定の期日以外に診療や相談が必要と考えられる場合には、その医療機関から担当医または相談支援部門に連絡が入ります。緊急を要しない場合は、診療の予約をお願いします。至急の受診が必要と考えられる場合には、診療な入院などの対処をお願いいたします。診療連携は連携元と連携先の医療機関の双方の信頼のもとに成り立っていますので、よろしくお取り計らい下さい。

## 5．患者さんへの診療情報の提供について

毎回の診察時には、患者さんに連携パスを持参することを徹底してください。診療情報提供書や連携パス等を活用して、患者さんの診療に不都合や不整合が生じることがないように、継続性を維持するように努めてください。患者さんの不安感を除き、患者自身の診療の見える化が連携パスの要点の一つです。医療連携を円滑に進めるように取りはからってください。薬剤手帳も持参してもらおうとより有意義です。

## 6．受診間隔について

「共同診療計画表」に記載されている受診間隔を守ってください。ただし、定期受診時以外の時点で異常があったり、早期の受診が必要であるなどの事象が生じた場合にはその限りではありません。

## 7．診療情報提供書について

定期受診時の診療情報は、特に問題がない場合であっても、少なくとも年に1回は連携先医療機関にその情報を提供してください。異常なしとか、あり・なしの場合にはなしに を付けるとか、簡単な記載でもかまいません。診療情報提供書の書式は、各施設で使われている書式でも、地域連携用に別書式の様式を自作してもかまいません。

連携パス内に綴じ込んである書式をコピーして使ってもかまいません。その際は、なるべく負担のないようにということで、右図のように「医療連携手帳」の当該箇所をコピーして、その上段に診療情報提供書、下段に年月日の記載と担当医師の署名（捺印）をすることで、公文書として取り扱うことができます。



## 8．情報提供書の保管について

診療情報提供書のコピーを自病院のカルテに貼付してください。

電子カルテで診療されている場合は、PDFで取り込んでください。

## 9．コメント記入欄について

コメント欄は、通常欄に書ききれないときの記載用の予備として使ってください。

あるいは、検査伝票またはそのコピーを貼付してもかまいません。

## 10．「医療連携手帳」を紛失した場合

「医療連携手帳」は患者さんのメモ（備忘録）ですので、診療録とはみなされません。患者さんの責任において保管していただくことになります。

## 11．都道府県域を越えたがん診療連携について

都道府県域を越えた医療機関との診療連携は、連携元・連携先医療機関のそれぞれが属する厚生局事務所に所定の届出書類に「共同診療計画表」を添付して、届出の必要があります。この連携パスについては、極力東京都と同様にしており、連携先医療機関への負担を減らすようにしています。